

「原子力利用に関する基本的考え方」(案) 原子力規制委員会への意見聴取の結果概要

1. 結果

2月15日(水)に開催された原子力規制委員会において、2月14日(火)付けで原子力委員会設置法第26条第2項の規定に基づき、原子力委員会から原子力規制委員会へ意見聴取をした「原子力利用に関する基本的考え方」(案)について、異存がない旨の回答をすることが了承された。(回答は別紙)

2. 原子力規制委員会における委員からのコメント

原子力規制委員会では、委員から以下のようなコメントがあった:

○原子力規制委員会と原子力委員会の意見交換会において、規制委員会から意見した五つの点(※)について、盛り込まれていることを確認した。

※意見交換会における原子力規制委員会からの意見

- ①新規制基準適合審査のプロセスの改善に向けた事業者側の取組の重要性
- ②高経年化に関する基準適合性の立証に向けた事業者側の取組の重要性
- ③次世代革新炉の基準整備は事業者からの炉型等の提案が前提となる旨
- ④東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置には多くの課題が残されている旨
- ⑤利用実態のない核燃料物質等の放射性物質の集約管理

○重点的取組として、第一に「東電福島第一原発事故の反省と教訓」が記載されていることは、大変心強い。

○「原子力利用に関する基本的考え方」を決定したのち、それで終わりにせず、具体的なアクションを起こしていただきたい。

(別紙)

原規総発第2302155号
令和5年2月15日

原子力委員会委員長 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

原子力利用に関する基本的考え方について (回答)

令和5年2月14日付け府科事189号をもって照会のあった件については、
異存はない。